

～ すみだすまい安心ネットワーク ～

入居者死亡事故保険補助のご案内

すみだすまい安心ネットワーク事業では、高齢者・障害者・ひとり親・子育て世帯等の住宅確保要配慮者が入居する「居住サポート住宅」の入居者の死亡事故に係る少額短期保険の保険料の一部を補助する「入居者死亡事故保険補助」を実施しています。

【補助金の内容】

補 助 額		最大6千円
補 助 期 間		住宅の登録日から10年間
補助対象者		居住サポート住宅の入居者の死亡事故保険の契約をした方
補 助 対 象 となる保険		死亡事故が原因で発生した残存家財の整理費用、居室内修繕及び空き家になってしまった際の家賃減収費用のいずれかを補償内容として含んでいる少額短期保険
補助要件(全ての要件を満たしていること)	入居者	1 原則60歳以上の単身高齢者であること。 2 年間所得が1,896,000円以下であること。 3 区内に引き続き1年以上居住していること。 更に外国人の場合は継続して在留資格を有していること。 4 常時介護を要しない程度(障害により常時介護が必要な者で、その状況に応じた介護を受けられる場合は可)に自立した生活が可能であること。 5 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等で公的な家賃の助成を受けていないこと。 6 暴力団員でないこと。
	賃貸人	1 補助対象の住宅には、区が定める要件を満たした住宅確保要配慮者を入居させること。 2 入居者から3か月分を超える額の敷金を徴収しないこと。

【補助金の手続方法】

- 1 保険契約後、契約者の方は次の書類を区に提出してください。
 - ① 入居者死亡事故保険補助金交付申請書
 - ② 入居者死亡事故保険補助金請求書
 - ③ 加入した保険の契約書類の写し
 - ④ 口座振替依頼書(区に初めて口座を登録するとき)
 - ⑤ 住宅確保要配慮者確認書
 - ⑥ 賃貸借契約書の写し
 - ⑦ 世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されたもの)
 - ⑧ 住民税課税(非課税)証明書、確定申告書の控え、源泉徴収票等の世帯の前年の収入を確認することができる書類
 - ⑨ 外国人、障害者、ひとり親、被災者、DV被害者、新婚世帯等に該当する場合、それらを確認することができる書類

※ ①、②、④、⑤の様式は事前に区からお送りします。
 - 2 補助の可否及び補助額を区が審査し、補助要件を満たしていれば交付決定となります。その際は契約者の方に交付決定通知書をお送りし、その後、指定の口座へ振り込みます。
- ※ 補助期間中に補助金の交付を受けるためには、毎年度交付申請を行う必要があります。

<注 意> 居住サポート住宅の認定取消等で補助金が交付対象外となった場合、過払いが発生した分は区に返還していただくことになります。

【お問い合わせ先】

墨田区 都市計画部 住宅課 居住支援担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
電話：03-5608-2816 (直通)
メールアドレス：juutaku@city.sumida.lg.jp